

就労選択支援について

1 就労選択支援とは

就労選択支援は、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスであり、令和7年10月から新しくサービスが開始される。

対象者：就労継続支援B型を新たに利用する場合（R7.10.1以降原則利用）

就労継続支援A型を新たに利用する場合（R9.4.1以降原則利用）

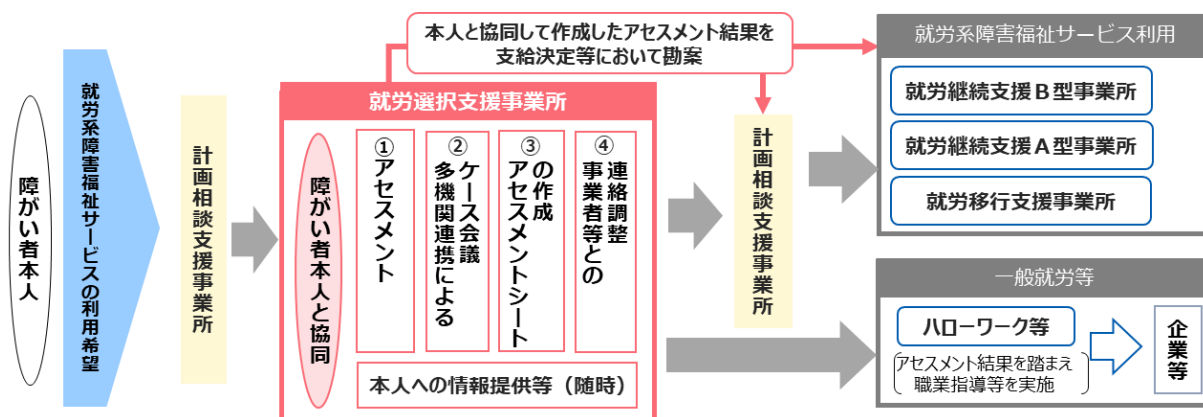
就労移行支援を2年を超えて利用する場合（R9.4.1以降原則利用）

※ただし、周囲に就労選択支援事業所がない場合等は従前の方法による。

【就労アセスメントとは】

障害者の就労能力や適性、課題などを分析・評価し、適切な支援につなげていくための評価プロセス

【就労選択支援の基本プロセス】



【就労選択支援の対象者】

サービス類型		新たに利用する意向がある障がい者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障がい者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者 (下記以外の者)	令和7年10月から 原則利用	希望に応じて利用
	・50歳に達している者又は 障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者 (就労意欲がある者であって、年齢や体力の面で 一般企業に雇用されることが困難になった者)	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から 原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から 原則利用※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者

2 就労選択支援が新設された経緯等

(1) 現状・課題

- ・障がい者の就労能力や一般就労の可能性について、障害者本人や障害者を支援する者が十分に把握できておらず、適切なサービス等につなげられていない。
- ・一旦、就労継続支援 A 型・B 型の利用が始まると、固定されてしまいやすい。
- ・本人の立場に立ち、次のステップを促す支援者がいるかどうかで、職業生活、人生が大きく左右される。

(2) 期待される効果

- ・専門的な研修を修了した就労支援の経験・知識を有する人材の配置により、就労に関するアセスメントに関し、専門的な支援を受けることが可能となる。
- ・本人の就労能力や適性、職業上の課題、就労に当たって必要な支援等を本人と協同して整理することで、本人の自己理解を促進することが可能となる。
- ・関係機関と連携することにより、本人にとって、より適切な進路を選択することが可能となる。また、就労継続支援 A 型・B 型利用開始後も、本人の希望に応じて就労選択支援を受けることができ、就労ニーズや能力等の変化に応じた選択が可能となる。

⇒ 別添資料参照

3 県内の状況

実施希望あり・・・44 事業所

【内訳】

宮崎東諸県：20	日南串間：0	都城北諸県：9	西諸県：3
西都児湯：6	日向入郷：1	県北部：5	

※上記 44 事業所のうち令和 7 年度中に実施を希望：18 事業所

※県指定分：10 月 1 日付けで延岡市の 1 事業所、西都市の 1 事業所を指定。

※宮崎市指定分については、10 月 1 日付けで 2 事業所を指定。

4 今後の方針等

- ・令和 7 年度においては、全ての地域で利用量を満たす供給量を確保することは困難と予想されるため、事業所がない地域については、従前の方法にてサービス利用することになる。
- ・令和 7 年度中に県内 7 障がい保健福祉県域に少なくとも 1 以上の指定事業所ができるよう、働きかけを行う。